

安全統括管理者・運航管理者の 資格者証制度

「海上運送法等の一部を改正する法律」改正内容等説明

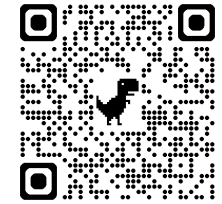
令和8年10月22日

関東運輸局 海上安全環境部 運航労務監理官

3. 安全統括管理者・運航管理者資格者証制度

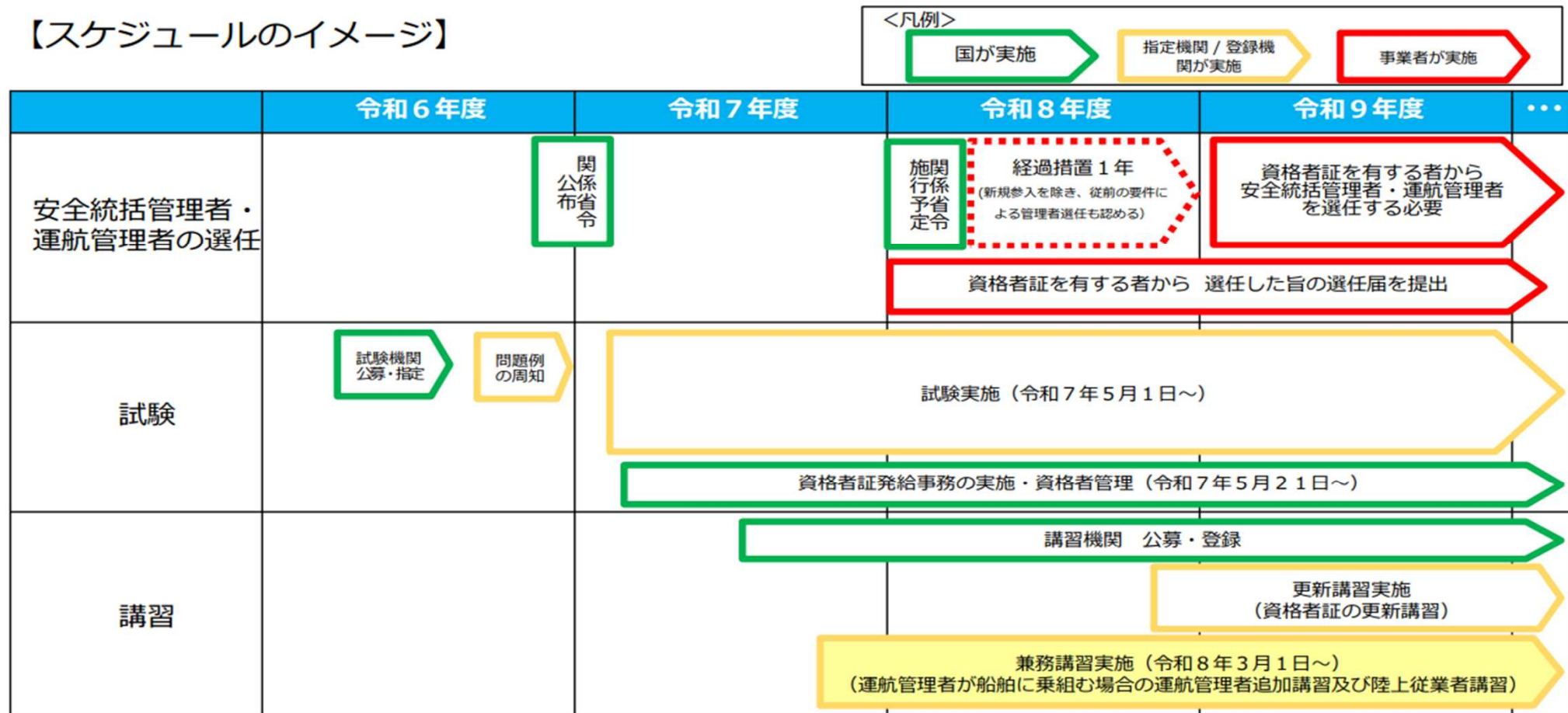
試験・講習

- 資格者証制度の指定試験機関は一般社団法人 海洋共育センター
<https://kaiyokyoiku.jp/safety-generalmanager-exam> TEL : 0848-38-1170



- 全国100か所以上の試験会場で受験可能。
- 合格証明書の有効期間は試験に合格してから10年。

【スケジュールのイメージ】



(参考) 資格者証関係手数料※

※海上運送法に基づく安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証に関する省令第52条 で規定
(令和6年国土交通省令第43号)

- 受験手数料 18,200円
- 交付手数料 1,700円
- 更新手数料 1,350円

3. 安全統括管理者・運航管理者資格者証制度

- 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの**資格者証**を有する者から選任しなければならない。
- 資格者証を取得するためには、必要な**試験に合格**した上で、試験の区分に応じた**実務経験**が必要。
- 安全統括管理者及び運航管理者の資格者証制度が適用される事業は、**人の運送をする船舶運航事業**が対象。
- **資格者証の有効期間は2年間**で講習により更新

安全統括管理者資格者証

※「大型船舶」：総トン数20トン以上の船舶 「小型船舶」：総トン数20トン未満の船舶

総合安全統括管理者資格者証

大型船舶と小型船舶に係る安全統括管理を担うことが可能

大型船舶安全統括管理者資格者証

大型船舶のみに係る安全統括管理を担うことが可能

小型船舶安全統括管理者資格者証

小型船舶のみに係る安全統括管理を担うことが可能

運航管理者資格者証

総合運航管理者資格者証

大型船舶と小型船舶に係る運航管理を担うことが可能

大型船舶運航管理者資格者証

大型船舶のみに係る運航管理を担うことが可能

小型船舶運航管理者資格者証

小型船舶のみに係る運航管理を担うことが可能

⇒ **資格者証の有効期間は2年。更新講習を修了し、地方運輸局への申請により更新が可能。**

資格者証の種類等

手続のフロー

資格者証申請者



① 資格者証交付申請

交付
申請書

(添付書類)

- ・住民票の写しor個人番号カード（表面）の写し
- ・試験合格証明書
- ・実務経験に係る証明書類 等

資格者
証

③ 資格者証交付

各地方運輸局

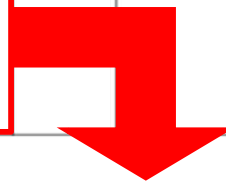


② 申請内容の審査、
資格者証原簿登録、
資格者証の作成 等

3. 安全統括管理者・運航管理者資格者証制度

安全統括管理者の資格要件について

令和 8 年度以降（既存事業者は 1 年間の経過措置あり） ＜黒字：省令（措置済） 赤字：本通達＞			現行		
船舶運航事業又は内航海運業	運航管理者又は運航管理補助者としての業務その他の船舶の運航管理に関する業務	1 年以上	船舶運航事業又は内航海運業	運航管理者又は運航管理員（運航管理補助者）	3 年以上
	船長又は乗組員としての業務			船長又は乗組員	
	－（※ 1 行目に統合）			船舶の運航管理に関する業務	
	I S Mコードの管理責任者又は安全管理組織の要員としての業務			I S Mコードの管理責任者又は安全管理組織の要員としての業務	
	－（※一番下の行に移行）			ガイドライン等に規定する「安全マネジメント体制の確立、実施、維持」に相当する業務	
	（令和 8 年度以前の）安全統括管理者としての業務			－	
	－			現に運航管理者	年数を問わない
	－			現に I S Mコードの管理責任者	
船舶運航事業及び内航海運業以外（遊漁船業等）	船長としての業務（自家用船は不可。） （小型船舶安全統括管理者資格者証に限る。）	3 年以上	－	－	
	「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」（令和 5 年 6 月国土交通省大臣官房運輸安全監理官）5（4）1）に規定する「安全管理体制に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持し、改善する」に相当する業務	1 年以上			



海事モードに関わらず、運輸事業者にて運輸局に安全管理規程の届出義務のある事業。
（単に運輸事業を行っているだけでは要件を満たしていないためご注意ください。）

3. 安全統括管理者・運航管理者資格者証制度

運航管理者の資格要件について

令和 8 年度以降（既存事業者は 1 年間の経過措置あり） ＜黒字：省令（措置済） 赤字：本通達＞			現行		
船舶運航事業又は内航海運業	船長としての業務	1 年以上 (貨物船は 2 年)	船舶運航事業又は内航海運業	船長 (運航管理する船舶と同等以上の総トン数の船舶の経験が必要)	3 年以上 (貨物船は 6 年)
	甲板部の職員としての業務	1 年以上 (貨物船は 2 年)		甲板部の職員 (運航管理する船舶と同等以上の総トン数の船舶の経験が必要)	5 年以上 (貨物船は 10 年)
	機関部又は無線部の職員としての業務	2 年以上 (貨物船は 3 年)		機関部、通信部及び事務部の職員	7 年以上
	運航管理者又は運航管理補助者としての業務その他の船舶の運航管理に関する業務(令和 8 年度以前の経験を含む。)	1 年以上		運航管理の実務経験 (副運航管理者・運航管理補助者) (同等以上の規模の事業の経験が必要)	3 年以上
船舶運航事業及び内航海運業以外 (遊漁船業等)	船長としての業務 (自家用船は不可。) (小型船舶運航管理者資格者証に限る。)	3 年以上	—	船長として乗り組む資格を有している (総トン数 100 トンの旅客船 1 隻の運航管理に限る。)	年数を問わない
—	—	—	—	公務員 (海事関係業務)	10 年以上

4. 安全統括管理者・運航管理者資格者制度のフロー

①安全統括管理者、運航管理者の試験合格

- 安全統括管理者・運航管理者の試験を受験し、合格する。

試験申込サイト（海洋共育センター）

https://www.prometric-jp.com/examinee/test_list/archives/93



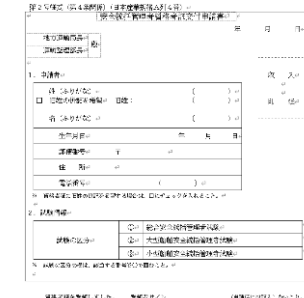
試験合格後12営業日後

②安全統括管理者・運航管理者資格者証の交付申請

- 合格者個人が資格者証の交付申請を運輸局に行く。
(申請→資格者証完成までに約1ヶ月)

交付申請方法について（関東運輸局HP）：

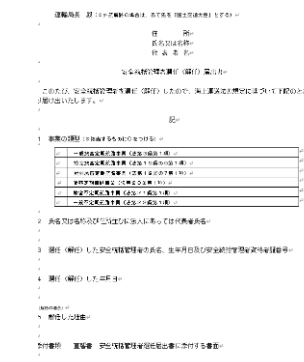
<https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/content/000359950.pdf>



③安全統括管理者・運航管理者の選任届出

資格者証受領後

- 資格者証に基づく選任届を提出する。
※既に選任された者であっても資格者証に基づく選任届書の提出が必要です。



③までを令和9年3月31日までに必ず完了させること。